

情報処理装置のVCCI適合をお考えの方 TELECにお任せください

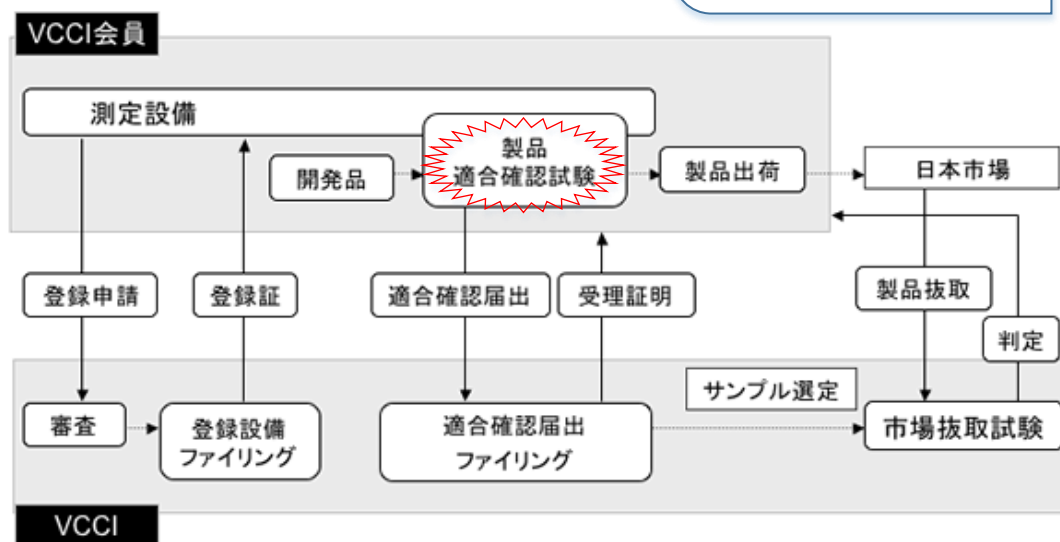
～VCCI自主規制適合確認試験～



VCCI適合確認試験

- VCCIマークはEUのCEマーキング、北米のFCCとならぶ日本のEMI適合マークです。
- VCCIマークを製品に表示するためには、VCCI協会の会員になる必要があります。
- 会員が情報技術装置を日本国内で販売する場合、電磁妨害波の試験をおこない、VCCI技術基準を満たしていることの確認が必要です。
- 試験は、VCCIの登録試験所、または株式会社電磁環境試験所認定センター(VLAC)の認定試験所でおこないます。
- 会員はVCCI技術基準に適合した試験結果が得られると、VCCIに適合届けを提出し、適合マークを付けることができます。
- TELECはVCCIの登録試験所(A-0122)およびVLACの認定試験所(VLAC-011)です。

TELECにて
試験とテストレポートの
発行が可能です



VCCIホームページより引用

お問合せ先

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 無線機器グループ
 電話： 03-3799-0137
 E-mail： rftest@telec.or.jp

VCCI試験項目

クラスB情報技術装置のノートパソコンの場合
放射妨害波 + 伝導妨害波



VCCI対象機器

- 情報技術装置：タブレット、PC、PC周辺装置、液晶などの表示装置、入力装置など
- 通信装置：LAN関連機器、ファクシミリ、モデムなど
- 家電品等：複写機



機器クラス

- クラスB情報技術装置：主に家庭環境で使用されることを意図した装置
 クラスA情報技術装置：クラスA情報技術装置の妨害許容値を満たしますが、
 クラスB情報技術装置の妨害許容値を満たさないすべての情報技術装置